

■第3表（有床診療所施設表）作成要領

本表は被検査施設について、その概要を表示する表である。

(1) 施設名	○医療法に基づいて許可を受け、又は届け出た診療所の名称を記入する。
(2) 開設年月日	○医療法第8条または医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された開設年月日を記入する。
(3) 所在地	○番地まで正確に記入する。
(4) 電話番号	○代表番号を市外局番から記入する。
(5) 管理者氏名	○医療法第8条または医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏名を記入する。
(6) 開設者	○名称を記入するとともに、1～3のうち該当するものの番号に○を付ける。
(7) 病床数及び患者数	○「種別」のうち「療養」欄には、医療法第7条の規定に基づいて設置許可を受けた病床数を記入する。 ○「種別」のうち「一般」欄には、医療法に基づく許可または届出に係る病床数のうち上記「療養」以外の病床数を記入する。 ○「1日平均入院患者数」の欄には、それぞれ立入検査実施予定日の属する月前直近1年間（以下「直近1年間」という。）における1日平均入院患者数を記入する。なお、その算出は、次によること。 ・直近1年間の入院患者延数を暦日で除した数を記入すること。（小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで） ・入院患者延数とは、直近1年間における毎日24時現在に在院している患者数を合計した数である。 ○「1日平均外来患者数」の欄には、直近1年間の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。（小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで） ・外来患者延数とは、直近1年間における毎日の新来、再来、往診、巡回診療及び健康診断の数を合計した数をいう。 ・入院中の患者が、他の診療科で診療を受け、その診療科で診療録（カルテ）が作成された場合は、その診療科の外来患者として計上すること。
(8) 診療科名	○標榜している診療科名について、その右の欄に○印を記入する。
(9) 従業者数	○「看護補助者」以外については、それぞれの法律による免許を有し、その業務に現に従事している者を記入する。 ○「看護補助者」欄には看護師（准看護師を含む。）の免許を有しないで、医師又は看護師の監督指示に基づき、看護の補助として介護にあたる者を記入する。 ○担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務内容によってその該当欄に計上する。（持っている資格のみによって記入しないよう注意すること。） また、例えば、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上すること。 ○診療所で定めた職種別の一週間の勤務時間の全てを勤務する場合は「常勤」に、それ以外は「非常勤」に記入する。

(10) 救急医療

○救急告示診療所になっている場合は「有」に○を付けるとともに、専用又は優先病床の数を記入する。

(11) 設備概要

○設備概要については、有無のいずれかに○を記入する。

○「1. 手術室」欄で有の場合は、「数・面積等」欄に設置室数を記入する。

○「2. 臨床検査施設」とは、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできる施設をいう。

○「5. 給食施設」とは、入院患者のすべてに給食することのできる施設をいう。

○「7. 機能訓練室」とは、機能訓練を行うために必要な器械、器具及び十分な広さを有している施設をいい、「数・面積等」欄には、旧療養型病床群の許可に係る機能訓練室の面積を記入する。

○「9. 食堂」の「数・面積等」欄には、旧療養型病床群の許可に係る食堂の面積を記入する。

○「10. 病理解剖室」欄で有の場合は、「数・面積等」欄に前年度の剖検件数を記入する。

○「13. エックス線装置」とは、定格出力の管電圧が10キロボルト以上の診療用エックス線装置をいう。

○「14. 診療用高エネルギー放射線発生装置」とは、1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又はエックス線の発生装置をいう。

○「15. 診療用放射線照射装置」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が3.7ギガベクレルを超えるものをいう。

骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ、輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が3.7ギガベクレルを超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「17. 放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意すること。

○「16. 診療用放射線照射器具」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が3.7ギガベクレル以下で3.7メガベクレルを超えるものをいう。

骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ、輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が3.7メガベクレルを超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「17. 放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することとなるので注意すること。

○「17. 放射性同位元素装備診療機器」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器で厚生大臣の定めるもの（昭和63年厚生省告示第243号）をいう。

○「18. 診療用放射性同位元素」とは、医薬品である放射性同位元素で密封されていないものをいう。

○「19. CTスキャン」欄には、エックス線装置の中のCTスキャンの有無を再掲する。

	○「20. 血管連続撮影装置」とは、エックス線透視をしながら上肢又は下肢の血管から挿入したカテーテルを、心腔または血管内に進めて、内圧測定や採血（血液の酸素含量の測定など）を行い、同時に造影剤を注入してエックス線撮影ができるようにした機器をいい、エックス線装置の中のその有無を再掲する。
	○「25. 人工透析装置」欄で有の場合は、「数・面積等」欄に人工透析のベッド数を記入する。
	○「26. 滅菌装置（オートクレーブ等）」とは、患者に使用した器具等に付着した増殖性を持つあらゆる微生物（主に細菌類）を完全に殺滅又は除去する状態を実現するために用いる装置をいう。
(12) 業務委託	○業務委託とは、医療機関の行う業務の一部を外部の専門業者に委託する場合をいい、有・無のいずれかに○を記入するとともに、有の場合は、委託した業者名及びその所在地を記入する。
(13) 建物の構造面積・敷地の面積	○「建物」については、現有の建物の構造ごとに建築面積、延面積及びその内訳を平方メートル単位で記入する。（小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで） ○「敷地」については、診療所の敷地面積及びその内訳を平方メートル単位で記入する。（小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで）
(14) 医療法に基づく許可の状況	○医療法に基づく許可の状況については、許可を受けている項目に許可年月日及び番号を記入する。

■第4表（有床診療所検査表）作成要領

本表は、別紙2（検査基準）及びその他関係法令等に基づき、調査事項ごとに結果欄の「適」（適合）、「不」（不適合）、「外」（対象外）のうち該当箇所に○印を付けること。

「不適合項目数」欄には、「不」に○印がついた項目数を記入すること。

「特記事項」欄には、不適合事項のうち特に説明の必要な事項や、調査項目以外で法令に違反する事項等特に記載すべき事項があれば記載すること。